

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(帳簿等)</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。</p> <p>一 検査を行った場合 次のイからリまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八条の検査結果証明書の写し</p> <p>イ 検査を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号（免許規則第二十四条の二第一項第三号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。）</p> <p>ロくリ (略)</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあつては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、予備免許の番号又は許可の番号</p> <p>ロくチ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第二項関係）</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 無線設備</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合（包括免許</p> | <p>(帳簿等)</p> <p>第二十二条 登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。</p> <p>一 検査を行った場合 次のイからリまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八条の検査結果証明書の写し</p> <p>イ 検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号</p> <p>ロくリ (略)</p> <p>二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し</p> <p>イ 点検を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号、予備免許の番号又は許可の番号</p> <p>ロくチ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第二項関係）</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 無線設備</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合</p> |

に係る特定無線局の場合を除く。)

(表略)

一の二 法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容と実装との照合
(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

| 照合書類の区分 | 検査の項目 |
|-----------------|--|
| 法第二十七条の六第三項の届出書 | イ 届出者の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所 ハ 送信可能な電波の型式及び周波数 ニ 送信設備について、製造番号及び適合表 示無線設備の番号 ホ 空中線系 ヘ 電源設備 |

一一・一二 (略)

別表第六号 検査結果証明書の様式 (第18条関係)

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注1~6 (略)

7 包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目 (第十九条第一項関係)

第一・第二 (略)

第三 無線設備

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合 (包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

(表略)

一の二 法第二十七条の六第三項の届出書に記載された内容と実装との照合

(表略)

一一・一二 (略)

別表第六号 検査結果証明書の様式 (第18条関係)

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(様式略)

注1~6 (略)

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目 (第十九条第一項関係)

第一・第二 (略)

第三 無線設備

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

(表略)

(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

| 照合書類の区別 | 点検の種類 | 点検の項目 |
|------------------------|---------------------|--|
| <u>法第二十七条の六第三項の届出書</u> | <u>法第七十三条第四項の点検</u> | <u>イ 届出者の氏名又は名称及び住所</u> <u>ロ 無線設備の設置場所</u> <u>ハ 送信可能な電波の型式及び周波数</u> <u>ニ 送信設備について、製造番号及び適合表示無線設備の番号</u> <u>ホ 空中線系</u> <u>ヘ 電源設備</u> |

11・111 (略)

別表第八号 点検結果通知書の様式 (第 21 条関係)

法第 10 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 73 条第 3 項の点検を依頼した者あて通知する登録点検結果通知書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(1 枚目) (略)

注 1～3 (略)

4 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。

(2 枚目)～(4 枚目) (略)

注 1～5 (略)

11・111 (略)

別表第八号 点検結果通知書の様式 (第 21 条関係)

法第 10 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 73 条第 3 項の点検を依頼した者あて通知する登録点検結果通知書 (総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(1 枚目) (略)

注 1～3 (略)

(2 枚目)～(4 枚目) (略)

注 1～5 (略)